

プロポーザル審査委員会（第2回）会議概要・議事録

◇会議概要

○開催日時：平成24年9月2日 13：30～17：00

○出席者：委員（林委員長、安達副委員長、赤司委員、小松委員、篠原委員、江頭委員、池松委員、荒瀬委員）

事務局（平松参事監、村井県庁舎建設課長、松本庁舎建設室長 外）

○会議次第

1. 開会

2. 議事

(1) 一次審査について

- 1) 一次審査の進め方
- 2) 専門的審査（意見交換）
- 3) 採点、集計
- 4) 一次審査

(2) 選定通知等について

(3) 二次審査について

二次審査の進め方、ヒアリング

(4) その他

公表について

その他

○審議結果等

- 1) 一次審査の進め方は、事務局案を了承。
- 2) 一次審査の結果は、A者及びB者を選定。
- 3) 選定通知は事務局案を了承。
- 4) 二次審査の進め方は事務局案を了承。二次審査の評価方法及びヒアリング質疑内容については、次回（第3回委員会）の午前中の審議事項とする。ヒアリングは、各者45分（説明の時間は20分、質疑応答の時間は25分）とする。

◇議事録

事務局：本日は委員全員が出席しており、委員会は成立。

参加表明書を、8月22日から24日までの受付期間に提出したのは2者。事務局では、各々が参加資格を有することと定められた記載内容に適合することを確認し、受け付け

た。本日の一次審査で、技術提案書の提出を要請する者を選出いただきたい。なお、技術提案書の提出者が1者となった場合は、プロポーザル要項8(7)⑮により本プロポーザルは中止することになっている。

○議事

(1) 一次審査について

1) 一次審査の進め方

事務局：参加表明書は、受付順で、A者、B者とし、会社名を伏せて表示。評価方法は基礎的審査と専門的審査とで構成。①基礎的審査は、有資格者数、同種・類似業務の実績数(様式2、4)、担当チームの経験等(様式5-1~5)について、事務局が評価。②専門的審査は、審査委員が事務所の実績(様式6-1、6-2)、担当チームの経験等(様式7-1~7-4)、業務の実施方針(様式8)を審査し、委員の専門的見地を踏まえた意見交換の後に評価項目の6項目を評価。評価はA評価、B評価、C評価の3段階としている。前回の委員会では、参加表明者が10者程度を想定して、様式6-2と様式8の項目では、審査の目処をA評価は3者以内などの相対評価とする案としていたが、今回の参加表明者が2者であるので、審査の目処を決めていただきたい。事務局案としては、案1として相対評価(A評価は1者、その他はBまたはC評価)、案2として絶対評価(A評価が2者もあり得る)の二つの案でご検討願いたい。

委員長：審査の目処をどうするかは審査の前に決定したい。説明があった一次審査の進め方について意見や質問はないか。

委員：業務の実施方針は三つの項目があるが、3項目をまとめて評価するのか、それとも各項目で評価するのか。

事務局：各項目で評価をしていただきたい。

委員：今回は10者から5者を選ぶわけではないので、審査の目処では相対評価として無理に差をつける必要はないので、絶対評価でよいと思う。

委員長：審査の目処は、絶対評価がよいとの意見があったがどうか。

委員一同：同意。

委員長：それでは、審査の目処は、絶対評価とする。続いて専門的審査の協議を行う。はじめに、参加表明書について意見交換を行う。

2) 専門的審査(意見交換)

参加表明書に対し、各委員から別添1のとおりの意見が示された。

3) 採点、集計

各委員が専門的審査項目について採点を行い、その結果を基礎的審査項目と合わせた集計表を次のとおり作成。

○ 一次審査集計表（合計得点の多い者の順番に表示）

評価項目		評価事項	配点	A者	B者
基礎的審査		(様式2.4) 技術者数、同種・類似業務実績数を評価	50点	50.0	50.0
		(様式5-1~5) 管理・主任技術者の経験年数、同種・類似業務実績数、受賞歴件数等を評価	50点	50.0	48.0
専門的審査	事務所 実績の評価	(様式6-1) 業務実績(設計理念)の内容を総合的に評価	20点	14.8	16.5
		(様式6-2) 業務実績(本業務に活かせる)の内容を総合的に評価	30点	22.5	18.8
		(様式7-1~4) 同種業務実績の内容を総合的に評価	50点	38.7	40.3
	技術者 業務の実施方針	(様式8) 県警本部庁舎の整備に関する提案を総合的に評価	60点	45.0	40.0
		(様式8) 業務実施のための組織体制、作業スケジュールを総合的に評価	40点	29.6	31.3
合 計			300点	250.6	244.9
順 位				1位	2位

4) 一次審査（選定）

委員長：集計の結果、A者とB者の差は僅かである。審査結果を踏まえ、各委員の意見交換を行う。

審査結果を踏まえ、各委員から別添2のと通りの意見が示された。

委員長：この2者を技術提案書の提出要請者として選定してよろしいか。

委員一同：同意。

委員長：それでは、この2者を選定する。

(2) 選定通知等について

事務局：選定された者には選定通知を送付する。選定されなかった者には非選定通知を送付することになっているが、先ほど参加表明書を提出した2者共技術提案書の提出要請者に選定されたため、非選定通知は行う必要はない。一次審査の配点等は公告で公表済みで、二次審査の配点等については、後ほどご議論いただき決定した内容について、一次選定者に対して通知し、併せて公表することとしている。

委員長：二次審査の配点については後ほど議論することとして、選定通知は事務局案のとおりでよろしいか。

委員一同：同意。

委員長：それでは、選定通知は事務局案のとおりとする。

(3) 二次審査について

二次審査の進め方、ヒアリング

事務局：二次審査は、10月28日（日）に行う。午前10時からの非公開による委員会で各者への質問事項等について審議する。午後1時から公開によるプレゼンテーション及びヒアリングを行い、午後3時30分頃からの非公開による委員会において、一次審査結果も加味し、最も優れた提案者及び次点を選定、決定する。

二次審査評価基準については、特定テーマを4つの視点に分類し、各視点について評価を行う。視点1においては、事務局が事前に示す工程動員計画、手持業務量、参考見積を勘案し評価を行う。評価基準の配点は決定の後、技術提案書の提出要請者に通知し、併せて公表する予定。

ヒアリングについては、1者当たりプレゼン20分、質疑応答25分、合計45分とする。質疑応答では、最初に委員長が各者に同じ内容を尋ねる共通質問を2～3問、続いて各委員が個別質問を行う。また、不正行為防止のため、順番は当日くじで決定し、ヒアリングに参加する者は他の者のヒアリング・質疑応答を聴くことは認めないこととする。

委員：行政棟ほかのプロポーザルの時の公開ヒアリングでは傍聴者は何名だったのか。

事務局：傍聴者は約300名。

委員：県民の方々の関心が高いようだが、会場に来られた方の意見は聴いていないか。

事務局：会場に来られた方からは、非常に勉強になった、面白かったとの意見が多数あったが、傍聴者にも発言させてほしいのとの意見も少数あった。

委員長：二次審査の進め方、配点等は、事務局案のとおりでよいか。

委員一同：同意。

委員長：それでは、二次審査の進め方、配点等は事務局案のとおりとする。

委員長：ヒアリングの進め方、時間配分は、各者45分（プレゼン20分、質疑応答25分）の事務局案のとおりでよいか。

委員一同：同意。

委員長：それでは、ヒアリングの進め方、時間配分は事務局案のとおりとする。質疑応答の内容は、当日午前中に確認する。共通質問は、技術提案書を見た上で、質問内容を決める。個別質問は、警察関係の委員は、専門的内容も含めて聴いていただきたい。また、質問する内容は事前に他の委員に伝えていただきたい。個別質問については、提出された技術提案書を踏まえ、当日の午前中に各委員に確認することとする。

(4) その他

事務局：公表については、一次審査の結果は、参加表明者には個別に通知するが、公表は一次審査で選定されたJV数のみ行う。また、二次審査の配点等も選定した技術提案者に対し個別に通知するとともに、公表も行う。第3回委員会終了後、プロポーザルの結果、概要、技術提案者の名称、最優秀者及び次点の名称を公表する。提案された技術提案書も公表する。また、議事録は、各委員の内容確認後に公表する。

委員：技術提案書の公表においては、印刷できないようにするのか。

事務局：パソコンの画面では閲覧できるが、印刷はできないようにする。全国的にこのような制限をかけた公表事例が多い。また、行政棟の時には技術提案者から技術提案書には各企業の技術が含まれているため、印刷できないようにしてほしいとの意見もあり、そのような配慮が必要だと認識している。

委員：技術提案書の提出要請者である2者のうち1者が辞退したらどうなるか。

事務局：プロポーザル要項8(7)⑮にあるように、本プロポーザルは中止となる。残った1者と随意契約は行わない。再度、プロポーザルをやり直すことを含めて検討を行うこととなる。

委員：競争性がなくなるということか。

事務局：技術提案書の提出者が1者の場合は、万が一、その案が優秀な案でない場合でも特定せざるを得なくなるためである。

委員長：公表については、これでよいか。

委員一同：同意。

委員長：それでは、公表については事務局案のとおりとする。

事務局：その他として、参加表明書については、非公表の取り扱いであるため、第3回委員会の終了後に回収する。

委員一同：了解。

委員長：以上で審議は終了。

第2回委員会 参加表明書に対する各委員の意見

別添1

参加表明者	意見	委員
A者	◇事務所及び技術者の業務実績の評価(様式6-1~2、様式7-1~4)	
	セキュリティに配慮した設計の経験を有する。	赤司
	事例のデザインは平凡である。	小松
	警察庁舎施設にふさわしい経験を有するかは判断できない。	林
	広い敷地の自由度の高い設計事例は、警察棟の参考にはなりにくいと感じる。	江頭
	免震構造の採用や、長寿命化や環境に配慮した設計がなされている。	池松
	◇業務の実施方針に関する意見(様式8)	
	1)警察本部庁舎の整備に関する考え方の評価	
	行政棟を含めた全体のバランスに配慮している。	赤司
	リダンダンシー(冗長性)の考え方は評価できる。	安達
	新しい提案が不足している。	小松
	県庁舎全体のことを理解し、行政棟と調和した提案となっている。	篠原
	警察本部庁舎がこのような(建物の)形で収まるかどうか心配である。	篠原
	警察本部庁舎の特性(セキュリティーなど)に対する理解が不足している印象を受ける。	江頭・池松・荒瀬
2)組織体制、作業スケジュールの評価		
実績、経験のある技術者が配置されている。	安達・林・池松	
行政棟のスケジュールにも配慮し、具体的なスケジュールが提案されている。	赤司・安達・林	
部署ヒアリング等の調整時間が妥当であるか疑問である。	池松	
参加表明者	意見	委員
B者	◇事務所及び技術者の業務実績の評価(様式6-1~2、様式7-1~4)	
	安心・安全で、賑わいがあり、地域への調和を実現した設計の経験がある。	安達・篠原・江頭・池松・荒瀬
	警察本部庁舎の特性を踏まえ、本業務に活かせるような実績としては、焦点がずれている。	赤司・林・江頭・池松・荒瀬
	警察庁舎の実績については評価できる。	安達・赤司・小松・篠原・江頭・池松・荒瀬
	事例のデザインは魅力に乏しい。	小松・林
	◇業務の実施方針に関する意見(様式8)	
	1)警察本部庁舎の整備に関する考え方の評価	
	警察本部庁舎としての考え方の提案が少ない。	赤司
	省エネ対策は評価できる。	小松
	真四角の建物は、硬いイメージである。	篠原
	提案の具体性に乏しい。	林、江頭、荒瀬
	2)組織体制、作業スケジュールの評価	
	BIMの導入は評価できる。	小松
	スケジュールに関しては、BIM一辺倒という感じがする。	林
大規模警察署等セキュリティーを要する施設の経験者によるプロジェクトチームは魅力がある。	江頭、池松、荒瀬	
スケジュールコントロールは、すぐれていると思われる。	安達、小松	

第2回委員会 一次審査後の各委員の意見

別添2

	委員
甲乙つけがたい。両者のプレゼンテーションを聞いた後に、判断する必要がある。	安達
A者は県庁舎全体のことをよく理解しているが、警察本部庁舎が実施方針に書かれているような形で収まるか疑問である。B者は警察庁舎の実績を有し手堅いが、真四角の建物であれば硬い印象である。	篠原
両者の力量は拮抗している。	荒瀬
結果的には、両者の力量は変わらないと評価した。景観デザインを重視した低層の提案がなされれば、そこで警察業務がしっかりできるかを、ヒアリングでは質問してみたい。	江頭
行政棟の開放性と警察本部庁舎の開放性は異なるところがあり、そこを踏まえて評価したい。	池松
第一印象ではA者かと思ったが、全体としては両者とも拮抗した印象を受けた。警察の設計では要求の基準が厳しく、設計者の自由な発想を入れるところは少ない。A者の開かれたというコンセプトと、B者の設計の打合せの中で決めていくやり方のどちらがよいかを審査したい。	小松
敷地全体の調和の中で、県民が集まる広場に面して警察棟が配置されるが、県民サービスとセキュリティのバランスが大事だと思う。	赤司
一次審査では、結果的にA者の点数が高くなったが、全体としてはB者ではないかと意見もあり、二次審査でも難しい判断となるだろう。	林